

恐れて宜しき者、主人・女・法度・身の出世・無分別人・天道・闇夜。

上・中・下の分別の人、上は人の能き所作・分別を見取りて、我が分別になすなり。中は人より意見をされて、我が分別に成す。下は人より能事を云ひ聞かせられては笑ふなり。

上・中・下の人の分別、上は能事を胸の内より腹に呑み込んで致す所に出すなり。中は能事胸迄來る共下に落着せず、假令落着きても二度出る事なし。下は能事聞きても耳に不レ入。

身を自由に持ちて、樂と思はゞ、占もするな、主人の前は違ふと心得べし。又身を術無しと思ひ、辛勞する間は主人の前達はぬと思ふべし。又は右の分と心得違はぬと我思はゞ、違ふと可ニ心得。

元より小身の者は、元を忘れぬがよし。元大名にして、小身に成り候者は、元を忘れよ。

諸事分別真中をするが上なり。能々仕惡者にて候へばこそ、道を、皆人中はふますして、端計り通るなり。

能者を集め、或は諸沙汰、或は分別を云はせ、それを我分別に、能事を取すが專一なり。

敵に恐る間敷事、只味方手達惡敷を可レ恐事。

皆人は、眞實の外は無レ之事。如何に分別者なりと云へ共、主人に眞實なきは、却てあたと成る物なり。大小知行の役目は、公役と云ふものなり。主人の思眞實なり。

魚は海老を以て取り、鷹は鳥を以て取り、人は祿を以て遣ふなり。

能腹の立つ時は、無理を云ふべし。能物を惜む時は必ず此奥を可レ致と可ニ心得。

向の事を能今より知る事、何か向の事は今は知れず。只氣遣さへすれば向を知る。

如何に知恵持ち候へども、頼まずに、只我身一心と可心得。

不斷諸方にも、内にも、心の内は用心して、末代の怪我かき候はぬ様に覺悟可有之、傍には心有る者を置く事尤なり。

盤の遊びも何の勝負も、人に勝ちたりと云ふは、悪敷なり。分別には、勝ちても上に出ぬがよし。

我辛勞を辛勞と不存、家中の用に立ち可申なり。

「常盤なる松の緑も春くれば、今一しほの色増りけり」此の心持可仕、何日も不出入一つ様仕り、春來る時色増りたるがよし、春は其の時刻の事なり。

人悪かれと不思、無理不仕、心正直にして居よ、神佛は拜みせず共、夫が氣に入る事にて候。神佛も人の氣に入る事が氣に入るなり。心には悪心を持ちて、神佛に祈るは、奉公せずして悪敷事計をして、

無理に知行被下候へと、主人に申す心なり。何か氣に合ひ可申哉。

一命を可捨に至り、身を構へ候故、きたなき死を致す。潔く一命を捨て候へば、事により身を不捨して事済む儀も有之者の由。

數寄の道は數寄て不苦候。但數寄の物故に誤り無之様に可仕候。

我氣に入らぬ事が、我爲に成る物なりと被仰候。

若き者の直り候は、鷹同然に候敷、或は一つの鳥屋にて直り、或は二つの鳥屋、三つの鳥屋にて直り、又は幾鳥屋にても、不直鷹有之。人の直り候も如此の由。

葉 隱 第四卷

此の一卷は、「勝茂公御咄」、「御年譜」に無^レ之事を書き記し、忠直様御事書き加へ候なり。

或時の御話に、「大事の分別に行き當り、何共分り難き時分、暫く目を閉ぢ、此の事を日峯様は何と遊ばさるべき哉、と案じ候へば理が分るもの。」と仰せられ候由。

「光茂公の御側に召使はれ候様に。」と候て御隠居の時、百武伊織、生野織部、岩村郡右衛門、此の三人遣はされ候。「伊織は物をよく言ひ碎く者なり。織部は情強く、雨露きらはず勤むる者なり。郡右衛門は物に念を入れ、落もなく勤むる者なり。大名の側に持たで叶はぬ者共なり。」と仰せられ候由。

高源院様御年十七より、伏見松の丸より此の方御屋敷へ御嫁入遊ばされ候。御迎には須古下總殿、鍋島主人殿、久納市右衛門等參上の事。(栗山七郎右衛門書付にあり)

久納市右衛門方知行七百石かと覚え申し候。御祝言脇主水殿御膽煎にて三百石増加と覚え申し候。其の後數打過ぎ候てより、本多上野殿より學校御方迄御同意の儀御座候て、五百石の御増加にて御座候事。(栗山書付にあり)

有馬御歸陣成され、有馬事仰せ付けられ候半、松平伊豆守殿より、信州様小倉へ御越候様にと御座候て、細川越中守殿など御同前、同月二十九日小倉へ御着成され、御用相濟まされ御歸城成され、色々御國元御用仰せ付けられ、六月六日江戸へ御發足成され彼地御着、追付閉門にて、寅十二月晦日に御開門にて候。明日卯年は御手前より御斷仰せ上げられ江戸へ御逗留成され、辰年御下國にて、其の年は御國許にて、御越年成され候事。(栗山書付にあり)

諸國居城を残し置き、其の外の城悉く破却あるべきの旨、上意の通り、閏六月十三日、勝茂公へ御奉書参り候なり。

勝茂公御代には風説書と申す物を差上げ候由。たとへば何山を唯今の通り御伐らせ被成候ては、末々斯様の支所有之候由、何の宿罷通り候時分、道通りの者咄し候て罷通り候を承り候。又唯今の御仕置斯様に成され候ては百姓共迷惑仕り候由。何町罷通り候時分、道通りの者申し候を承り候など、書付け、差上げ候由。古老の物語にて候。尤も風説書差上げ候様にと、功者の者共へ兼て仰せ付け置かれ候哉、誰にても存寄次第に書付け差上げ申したる事に候哉は相知れず候。下々の支所も曇りなく聞召上げらるべき爲に、御意に背き申す事をも風説にて聞召上げられ候事、誠に有難き御事、御明君にて候ひつる由。(金丸氏咄なり)

明曆三年御病中に、江戸大火事出来、松雪(正雪)が餘黨焼立、紀伊國様大將の由、風説に付て右の段々申上げ候へ共、虚説たるべしと仰せられ、御騒ぎ遊ばされず、然れども段々大火になり、御城にも火懸り、必定謀叛の企と申拵らへ候に付、御耳に達し候處、さらば見分すべしと仰せられ、三階に御登り暫らく御遠見候て、「氣遣仕るまじく候。會て兵火の色にて無之。」と仰せられ候。

勝茂公御目附御掟の内、下目附共遊山所見分の節、笠頭巾を被り不申、袴着せ不申、尻を高くかけ、竹の杖を突き罷越し候様にと、仰せ付け置かれ候由なり。

勝茂公の御代、白石百姓關右衛門と申す者、二十一度御褒美、壹匁の銀二十一拜領仕り候。子孫として取遣ひ候ては罰に相成る事に候間、大麥を調へ相渡し置き候。永々家の梁に釣り置き可申。由、申置き候に付て、今に蟲干仕り、子孫所持仕り罷在り候。扱又御正當月毎に懈怠なく、御寺參詣仕り候。五十年御忌の節、銀拜領仕り候由。(雪門和尚咄なり)

勝茂公「御鷹師何某は、用に立つ者にて候哉」と頭人にお尋ね遊ばされ候處、御請に、「右之者は不行跡者にて、何の役にも立ち申さず候へ共、御鷹一通は無類の上手にて候」と申上げ候に付て、即御褒美被下候。其の後又一人の御鷹師の儀を御尋ね遊ばされ候。御請に、「御鷹一通は無類の上手に候へども、不行跡者にて何の役にも立ち不申」と申上げ候に付き、御拂ひなされ候由。(金丸氏咄なり)

代替の時、最初に上下萬民、思ひ付き候様にするものなりと仰せられ候由。(金丸氏咄なり)

忠直公御側の人不屈仕出し、死罪に相極め、仰出有之候處、高源院様より御命乞ひ成され候。忠直公聞召され、「以後の締に罷成らず候條、助け候儀不三相叶候。御女儀様御存じ被遊候事にて御座

なく候間、重ねて仰せ下さる間敷」由きびしく仰せ切られ候。然れども高源院様御合點遊ばされず、色々仰せられ、三度御使遣はされ候。「此の上は理非を差置き、助け可申」由仰せ上げられ、御助け被成候。此の儀は、罪科遁れ難き者にて候故、高源院様へ御内意仰せ上げられ、右之通り遊ばされ候由。(金丸氏咄なり)

忠直公御前髮立の時分、何方へ御能御見物に御出で成され、夜に入り候迄御取持にて、御滯座成され候。其の内御菓子饅頭出で申し候を御包み成され、御懷中にて御立ち成され、御供の織部彌左衛門御呼び、「隙入り候て飢ゑ可申候。是を食へ候様に。」とて御菓子を下され候由。

勝茂公は毎夜御寢酒を召上がられ候。さ候て御咄など遊ばされ、御酒氣少しも無之様に御醒し成され候てより、御寢み遊ばされ候。又御寢み遊ばされ候節は、御下帯御締直し、御不斷差の長脇差御抜き、御眉毛に御懸け、御覽候て鞘に御納め、御寢み成され候儀、終に御懈怠無之由なり。

勝茂公御若年の時分、直茂公より、黒田如水軒へ萬事御差引御願成され候に付、別けて御入魂、御

國にも罷越され、筑前へも御越、長政の代迄はお互に御懇意成され候。筑前殿代に、江戸屋敷高石垣、筑前大堀ほられ、大早船作られ候事にて、公儀首尾悪く、家滅却たるべきとの取沙汰有之候内、御用にて江戸へ召され、家中上下周章騒ぎ申し候。筑前守殿御申し候は、「若し難儀に及ぶ程の儀ならば、信濃守殿在府の事に候間、知らせ申さるべし。比の到来無之内は、氣遣無之」と、道中宿々にて飛脚相待たれ候へ共、知らせ申し來らず、江戸近くにて御飛脚参り候に付、筑前守殿立腹、首尾よき時ばかり入魂にて難儀に及び候節餘所に見られ候儀、聞えずとの由にて、其の後御間柄悪しく相成り候由。又一説には、何事か中國筋騒動（廣島立と申候なり）有之時分、勝茂公と筑前守と御同道にて御下り成され候。萬端仰せ合され、同宿に御泊り可被成の由に候處、勝茂公御通過遊ばされ候に付て、筑前守殿立腹にて、夫より御中惡しく相成り候とも申し候。又大阪石引喧嘩にて不和に罷成られ候とも申し候なり。

右高石垣に付、筑前守殿は一本槍に取成られ候。細川、立花なども不和にて宜しからざる人の由なり。

勝茂公は元朝毎に、夜の内に與賀社御參詣遊ばされ候。右に付嶋内新左衛門は圍なき所に夜中心許なしと存じ、歳の夜公私の祝ひ濟まし候てより、與賀の宮の四方の堀を探し、夜を明かし、御參詣以後直に御城へ罷上り候由なり。

御歩行十人衆に、三尺三寸の刀を御差させ成され、途中不圖御詞を懸けられ、度々御抜かせ成され候處、後には御詞の下より抜合せ候様に、鍊磨を得申し候。夫より、一寸宛長き刀を御差させ成され、段々鍊磨仕り候上にて、又三尺三寸の刀を不斷御差させ成され候由。（金丸氏咄なり）

御閉門の時申合せ候百人餘の出家共、五人三人宛小屋々々町宅へひそかに召置かれ、隨分馳走仰せ付けられ、御開門仰出で以後、面々の落着所へ参らるべく候。此の節の志、報じ難き事に候。向後に二十年に一度宛歸國あるべく候。せめて互の安否をも承り度く候。」と御意なされ、住所を記し、面々に御切手被下候。此の後、出家他國出の年限始まり申し候。其の後五年限り成り候を、高傳寺梁重和尚斷りにて十年限りに罷成り候由なり。

御閉門前方御着府の節、中屋敷へ御着成され候へば、月堂様の御内方様御出會「御遠島の取沙汰に

付皆々申合ひ、其の節は六箇所屋敷に火を懸け、残らず切死仕る覺悟に候間、跡の儀御心遣なく、公儀にて潔く仰せ達せられ候様に。」と、御申し候。次の間には、武具悉く取出し召置かれ候由。(助右衛門殿咄なり)

勝茂公御代には、毎年元朝に御願文御認め、與賀、本庄、八幡へ御籠めなされ候。歳の夜御願解被_レ遊候。その意趣は、

- 一 家中に好き者出來候様
- 一 家中の者當介を取失ひ不申様
- 一 家中に病者出來不申様

右三箇條にて候。御死去の年、御願書残り居り可_レ申由。一鼎咄の旨なり。

天正年中に勝茂上人(證音坊ともいふ)と申す眞言の權者あり。生國伊豆なり(又出羽ともいふ)六十六部の札を打ち、神埼郡圓福寺に住し、後に寺井長福寺に五箇年居住す。直茂公度々御請待成され、石井六左衛門(三郎太夫祖)を御副へ、御馳走成され候。聖人申され候は「直茂公の厚恩淺からざる

儀、報恩の爲に、我水定して當國の主に生れ、法を立て國を治むべし。」となり。直茂公聞召され、六左衛門を以て頻に御留めなされ候へ共、承引無_レ之、名を阿運と改め、小船に乗り、寺井の海に漕ぎ出でられ候時、北山の宥譽上人(法相宗なり、生國美濃の人なり)も参り合ひ「共に水定を遂ぐべし。」と、同船にて押出され候。阿運申されけるは「我國守に生れ出づべくば、穿きたる草鞋片方は死體に付き、片方は有るべからず。又海上に夜々火を現はすべし。」と申し候て、合掌稱念して水定仕られ候。見物人袂を絞る。其の後死骸を捜し見候へば、果して片草鞋無_レ之候。兩聖人の骸を長福寺の東に一緒に築き込み、印の松二本植う。今、上人塚とも勝茂塚とも申し候。北山に上人嶽と云ふ山あり。然るに伊勢松様御長年の後、勝茂公と申し奉り候へば、上人の再來と云ふ説あり。又一説に、上人水定は勝茂公御出生以後の事なりと。然れども再來の證據多々、斯様の例有_レ之。聖徳太子は南岳大師の再來と申し傳へ候。太子御出生以後に、南岳は遷化の由なり。勝茂公御齒痛み成され候時分「長福寺の本尊藥師に願懸け候様に。」と仰出され、御平癒の上、繪馬御懸け成され候。今に有_レ之由。

勝茂公御禮日御退出の時分、林道春不圖差寄り「鍋島の御先祖は誰にて候哉。」と申され候。篤と御元附成されず候へども、御當座の御了簡にて「少貳にて御座候。」と仰せられ候へば「扱は御歴々にて御

座候。今程御系圖改め御座候。追附太田備中守殿より仰入れらるべく。」と申され候。御歸城成され、御僉議候て、平原善左衛門少貳の系圖所持仕り罷在り候を召上げられ、御系圖書立て、公儀へ差出され候由。一説には道壽様は佐々木の末にて候由なり。(御道具に佐々木宇治川先陣の時の太刀有之)

勝茂公御代加判御家老鍋島安藝、鍋島玄蕃、(千葉氏なり宗碩と申し候)中野數馬。(前名兵右衛門)

同御年寄勝屋勘右衛門(此の末五郎右衛門) 關將監(御茶道役二千石)

松平土佐守殿、勝茂公と無二の御挨拶にて御入魂成され候處、其の御首尾にて御代々今以て御懇意成され候由。

肥前様御年寄成富五郎兵衛(次郎左衛門親)、鍋島右近(生三の子縫之助)。

野田七右衛門へ西目山心遣仰せ付け置かれ候處、自分に木伐り賣拂ひ候由、御目附より言上仕り候。

其の後七右衛門御前に罷出で候時分、つよが潜に仰せ聞かれ候は、「斯様の事を人の沙汰致すにて可^レ有^レ之と存ず、其の分にて差置き候。彌相嗜み候様に」と御意なされ候由。

中野奎之助仕立の時分宜敷からざる事有^レ之候段、御目附より言上仕り候。奎之助を召出され「斯様の儀承り候。隨分嗜み候様に」とひそか潜に仰せ聞けられ候。此の時追腹の覺悟仕り候由なり。

寛永九年、加藤肥後守殿取潰され候節、家來共城を持ち申す者と、専ら沙汰有^レ之候。其の節、近國の事に候へば、此方よりも人數差出さるべき事に候。夫に付き、成富兵庫其の時分老體病身ながら、御詮議の爲召出され候處、兵庫申上げ候は、「曾て城を持ち不^レ申候。武功の家中に候へども、功者は一人も生き残り居り申さず候。その上兵糧御座なく候。兼て家來を遣はし見分仕らせ候處、近年奢り強く、兵糧の用意無^レ之由申し候。三年の兵糧無^レ之候ては、籠城は罷成らざるものにて候へば、城は持ち申さざるに極り申し候。」と申上げ候。又公儀よりも、上方町人に仰せ付けられ、肥後の米大分取買り、上方へ差廻され候とも申し候由。

勝茂公御具足祝の節は御納戸へ御飾り成され候由。

御同人様元朝に與賀、本庄、白山八幡へ御參詣成され候。或年元日甲州様遅く出仕せられ候に付、「其方は如何様の義にて延引仕り候哉。」と御意成され候。甲州様御答に、「御前に何時も三社御參詣成され候に付、私も御後より參詣仕り候。」と仰せられ候。公仰せられ候、「其方などは元朝の參詣に不_レ及候。我等は御兩親も御座なされず、在國にて公方様に御目見も仕らず、我より上の禮儀、歳の首に無_レ之故、三社へ參詣申す事に候。其方などは、我等へ祝儀申さるゝにて相濟む。」事の由、御意成され候由。光茂公は元朝に、向陽軒の御宮に、御參詣遊ばされ候なり。

千葉の元祖は、父母も不_レ知童子現前、其の前に太刀一振、妙見菩薩の像一幅有_レ之候。成長の後國守に成られ候。或時、雷、右の太刀に望を懸け、落懸り抓み申し候を、童子現はれ取返し候由なり。今に爪形あり。千葉胤頼に傳はり候を、没落の後神代家に寄宿候が、右の二寶神代家に持傳へられ候。勝茂公聞召及ばれ、大炊介殿に所望なされ、今御城御什物になる。其の節の證文、神代家に有_レ之由。

勝茂公、御鷹野に御出なされ候處、是より甲斐守領分と札を立て有_レ之候を御覽成され、殊の外御立腹にて、則ち札を御抜かせて御歸り、御城の敷臺の柱に立懸け、召置かれ候を、甲州様御登城の節御覽成され、様子御聞殊の外御迷惑にて御斷仰せ上げられ候。御科代として鶴二連差上げられ候様にと仰せ付けられ、御進上なされ候由。

甲州様、十間堀にて藻まくり成され度き由、山城殿を以て勝茂公へ仰せ上げられ候に付て、「隨分藻まくり仕り候様に、其の節は我等も見物申すべく候間、知らせ候様に。」と仰せ遣はされ候。扱其の日に成り、公は土橋より御覽なされ候處に、甲州、城州立走り、御下知成され候を、「其方など堀に入り候様に。」と仰せられ候に付て、御兩人ながら堀に御入り成され候。此の事仰せらるべき爲、御見物には御出遊ばされ候由。

白石御狩の時、大猪御撃ち成され候。皆々立寄り、「扱々珍らしき大物を遊ばされ候。」と見物仕り候處、猪不圖起き上り、駈出し候に付、見物の衆狼狽申し候。鍋島又兵衛拔打にのぼし申し候。其の時勝茂公、「ごみがするぞ。」と仰せられ、御顔に袖を御かぶせ成され候。是は、狼狽候衆を御覽な

さる間敷爲にて候由。

御城坊主御出入始まりの事。勝茂公御登城の節、御城御供は何時も成富十右衛門、久納市右衛門にて候。或時十右衛門御玄關より上り、坊主衆に逢ひ、「私朋輩、唯今氣分悪しく難儀仕り候間、乍慮外湯を下され候様に。」と申し候。坊主暫く案じ居り候が、天目に湯を注ぎ遣し候に付持出で、市右衛門に吞ませ、翌日彼の坊主宿許へ、十右衛門主従引繕ひ禮に参り、卷物など持参致し、其の後、市右衛門も金子など持参候て禮を申し近付になり、夫より心安く節々取合ひ、後には、殿中にて勝茂公御用も相達し候。御出入坊主の始まりにて候。此の事諸家に相聞え、段々御用御頼み坊主出来申し候由。右の坊主は鈴木久齋と申し候由。

勝茂公へ井上筑後守殿御申し候は、「御在所の海、川、堀の深さ、浅さ、間敷等迄も、悉しく公儀へ相知れ居り候。」と物語に御座候由。

勝茂公御一代丸紵の帯を遊ばされ候由。昔人は大かた丸帯仕り候由なり。

直茂公、或時、御本丸へ御出なされ候に、御通筋にて、刀に切柄を仕はめ申し候を御覽なされ、「夫は何成り候哉。」と御尋ね成され候に付、「明日御仕置者御座候間、御腰物試し申し候切柄にて御座候。」と申上げ候。直茂公仰せられ候は、「信濃守は人を切り候時、切柄をはめ候て切り申され候哉。我等などは終に左様の事したる事無之候。」と御意なされ候。此の段勝茂公聞召され、「御尤の事、不調法の仕方。」と仰せられ、悉く切柄御のけさせ、翌日御仕置者水ヶ江にて（後は神代殿屋敷に成り申し候）御前に引出し、繩を解き候て、「逃延び候は御助けなさるべし。」と仰せられ候故、走り出で候を抜打に御切り被遊候。此の事、直茂公へ誰か申上げ「見事に遊ばされ候。」と申し候へば、御笑ひなされ、「夫は我等が切柄の事申し候故にてあるべし。」と仰せられ候由。

勝茂公御若年の時分、直茂公より、「御切習に御仕置者を御切りなされ候様に。」と御座候に付、今の西の御門内に十人並べ置き候を、続け切に九人まで御切りなされ候處、十人目の者健やかなる若き者にて候を御覽なされ、「最早切り飽き候間、此の者は助け候様に。」と仰せられ、御助け遊ばされ候由。（助右衛門殿咄なり）

勝茂公御在府の砌、加賀守殿御縁組方々より來り、其の内御老中御取持にて、大形御議定なされ、紀州様へ仰せ遣はされ候處、御返事に先年甲斐守へ松平伊豆守息女御縁組なされ、其の後下總守殿姫を再嫁なされ候に付て、伊豆守縁切れ、味悪ろく罷成り候。加賀守などには、御家中の者より、縁組仰せ付けられ可然奉存候。他方に縁組仰せ付けられ候はば、末末は他家の様に罷成り、御家の害に相成る事御座あるべく候。日峯様仰せ置にも、我我儀御家をなげき、外の望仕るまじき由仰せ聞けられ候は、斯様の儀かと存じ候由、申し來り候に付、御相談相止め、鍋島平八へ相濟居り候、美作の息女、勝茂公の御孫にて候を、御養子なされ、御本丸にて、御養育候を、色々に御斷り仰せられ候て縁御切り、加賀守殿へ遣はされ候。御本丸より西の丸へ輿入あり、御臺所の前に、勝茂公德壽院殿、長壽院殿、御出、御見立なされ候。輿を鍋島式部受取、御迎は山城衆皆々參候なり。右に付清光院殿殘念の様子聞召され、隼人娘を和泉守直朝に縁組仰せ付けられ候なり。清光院殿登城候へば、勝茂公御持にて次の間より御禮なされ、御會釋の由、後には登城無之候。政家公の御姫なり。

勝茂公西目御鷹野にて鶴取飼ひ候へば、其の場より侍一人御使に仰せ付けられ、高傳寺へ遣はさる。和尚承次ぎ、日峯様御位牌に披露有之候由。

松平下總守殿より、西御丸にて將軍様へ踊御馳走なされ候に付て、「此御方より須古踊を差出され候様に。」と御頼みなされ候故、小々姓衆御子様附の衆迄御選びなされ、踊り御仕立、拍子方迄、侍數人差出され候。小歌の文字新に御作らせなされ候。此の爲に順長老召寄せられ候とも申し候。

勝茂公高傳寺御參詣の節、何時も御吸物出申し候。或時、御吸物差上げ申され候處、御意なされ候は、「例の通り豆腐の吸物差上げ候様に。」と御意なされ候故、仕替へ差上げ申され候由。

勝茂公、軍物語遊ばされ候節、高麗にて加藤左馬助蕃船を乗取られ候時分、鎧には蓑毛の如く矢を射付けられ、敵船に乗込み働き申され候。一年、太閤様吉野の御花見にも御供を致し候が、「花よりも何よりも、左馬助が働ほど見事なる事はなかりし。」と仰せられ候由。又「上方にて立花攻仰せ付けられ候御禮の節、井伊直政奏者にて候が、關ヶ原にて肩先に手疵負はれ候に付、白き布にて結ひ、首にかけ、片手つきにての作法、容儀、勢ひ、見事なる事言葉にも述べ難し。天下無雙の英雄勇士、百世の鑑とすべき武士なり。」と御意なされ候由。

泰盛院様御一周忌御法事の節、御靈前方役を、御一生御膳上げ候人にて候間、太田與右衛門可然由にて、仰せ付けられ候。追て勘定の書付酒五石入り候由書出し申され候。役人より、「是は書違ひにて可レ有レ之」由申され候。與右衛門申し候は、「曾て書違ひにて無レ之候。各々は御側の事無レ御存候故、左様に御申し候。拙者は數年相勤め、御側の儀能く存じ候者に付、今度の役仰せ付けられ候なり。先づ泰盛院様御一代、朝夕晩の三度の御酒、中椀にて三つ宛、一日には九つ召上られ候。御供の衆奎之助殿を初め二十八人共に、下戸一人も無レ之候。今度の御法事中、何卒上下共に御酒をあがり候様にと存じ一人にて相伴成かね候故寺中の出家衆に相頼み、數日の間隨分精を入れ、御酒を進じ申し候へども、御存生の時の半分も入り申さず候。」と落涙候て申し候由。

勝茂公より光茂公へ御代讓り成され候前方、二十箇條ばかりの御書き物相渡され候。皆以て直茂公御意計りにて候。其の内、直茂公御病氣御差詰り、五月廿六日に勝茂公御面談の時分仰せられ候は、「國家を治むるはよき人を持つに極り候。」と御意成され候。夫に付、よき人出來候様には立願など懸け申すものにて候哉。と御尋ね成され候へば、直茂公仰せられ候は、「總べて人力に及ばざる事を佛神に御願申すものにて候。よき人出來候事は、我力にて成る事なり。」と仰せられ候。「夫は如何様に仕

り候へば、出來申し候哉。」と重ねて御尋ね成され候へば、「物毎に好き候者は集まるものなり。花に好き候へば今迄一種も持ち申さざる者も暫しの間に品々集まり、世に珍しき花なども出來申すものにて、其の如く人に好き候へば、其の儘出來るものなり。唯好き申す迄にて候。」と御意成され候。又、「何事も誠に無レ之候へば、益に立たず候。」由、其の外數箇條有レ之。

勝茂公白石御逗留の時分、夜に入り御寝みなされ候てより、御庭を御覽成され候へば、月影に、御縁の袖壁の裏より人影さし申し候。潜かに御起き遊ばされ、袖壁ぐるみに御切り成され候へば、壁切れ通り、裏に立居り候者、大袈裟に御切落し成され候。此の者誰共相知れず、秀半右衛門一黨にて有レ之べしと沙汰仕り候由。右御脇差は加賀清光にて候。光茂公御若年の時分、御定差に遣はされ候。後に綱茂公へ遣はされ候。其の節、「古き物に候間、試し候様に。」と仰せ付けられ、中溝半兵衛三つ胴切落し申し候由。(金丸氏咄なり)

白石秀林寺の事勝茂公御狩の爲白石御逗留の時分、御先祖様方御命日に御焼香の爲、秀林寺御建立遊ばされ候由なり。

勝茂公御老中御招請前方、御馳走の爲、築山を珍しく遊ばさる可くと御工夫成され、「經山寺の圖、手を盡し築立て候様に。」と仰せ付けられ、成就の上、忠直公御若年の時分にて候を御同道成され、見せまゐらせられ、「老中方も珍しく思召さるべし。」と仰せられ候へども、忠直公兎角御意成されず候に付、勝茂公仰せられ候は、「其方は何と存じ候哉。」と御尋ね成され候。其の時忠直公、「愛らしきものにて御座候。」とばかり御意なされ候。忠直公御歸り跡にて、「即刻御庭取崩し候様に。」と仰せ付けられ候由。

勝茂公御代には、御家中大身少身によらず、子供十二三歳より御側に召使はれ、諸事御指南遊ばされ、御用に立ち申す者數人出來候。七十餘人相詰め申し候由。副島八右衛門は四十二歳迄、鍋島勘兵衛は四十歳迄前髪立御小姓にて候。夫故御前の御勝手をも存じ、江戸御國諸役の事も見馴れ聞馴れ、御大名方御給仕に馴れ候故、御顔も見知り、御前馴れ候に付、嗜も深く、元服以後早速より御用に相立ち申し候。扱又親相果て候時分、本知を下されず候に付て、幼少の時より御奉公に勵み申し候。一年御參觀の時分、小田原より公儀へ御使者を以て委細御老中方へ御直に仰せ入れらる、儀有之候て、御供立中御吟味成され候へ共、口上を申叶へ、御心に應じ候者無之、御小姓齋藤作太夫を元服仰せ付

けられ、御使者に差上げられ候由。

勝茂公、常々仰せられ候は、「人數一萬にて、朝鮮七年の在陣の用意を仕置き候はでは叶はざる事なり。重ねて異國取合の時不覺悟無之様に。」と仰せられ、雜務方御精入れられ候由、勘定所に朝鮮在陣の御積帳有之由。(金丸氏咄なり)

或説に勝茂公御評定所御出の時、夜内に御屋敷御出、甲州様手燭、紀州様御腰物、御持御出なされ、紀州様は直にかち御供成され候。御評定所御上りなされ候時、「御腰物如何なさるべきや」と仰せられ候へば、紀州様仰せられ候は、「私大小共に抜き申し候。御脇差は御さし候て御出候様に」と仰せられ、其の身御大小は玄關の前に抜き捨て奥迄御供にて御通り成され候。勝茂公一通仰せ置かれ候上にて、「私儀、老體に罷成り物言ひも不埒に御座候。悴紀伊守に委細申させ度候」と仰せられ候に付、召し出され候時、敷居の外に頭を疊に付け御座候を、「是へ、是へ、御時宜に及ばず」と再三有之候時、間内に入り、御茶衆御茶を下さるべく候。「一大事の申事に候へば、得と落着き候て可申上候。御免候へ」と平座になり、書き物二卷取出し、委細仰せ上げられ候と申し傳へ候。御年譜などには、紀州様御出

の儀、相見え候なり。

勝茂公御寝みなされ候時は、侍四人御寝間の四方に罷在り、刀引直し不寝番仕り候。諸番の内に御仕組召置かれ候に付、今に於て御城に不寝番有_レ之なり。

勝茂公或時御嘶に、「小身なる者程元を忘れ申す間敷由、又うしろを前に心得候事專一に候。」と仰せられ候由。(金丸氏咄なり)

御家老中への仰せ出に、「公事沙汰裁判の時、何卒死罪に相成らざる様に心得候て、承り申さるべく候。直茂公常々仰せられ候事を、今に於て忘れず候故、申渡し候」由。又大事の時酒無用の事に候。總べて酒は不好物の由。此の儀も直茂公御意成され候。」と仰せられ候由。(金丸氏咄なり)

寄合日の書付を御覽成され候て、仰せ出され候は「僉議の書付、雜務方ばかりにて候。國家の事一事も相見えず、沙汰の限り不届千萬。」と以の外御叱り、掟書を以て仰せ出され候由。(金丸氏咄なり)

徳善の十二坊御建立の時、随分御信心被_レ成、此の御入用、清き米、清き銀にて相調へ、萬事清淨に信心を以て仕り候様にと、山本前神右衛門へ勝茂公、御印の御書き物被_レ下候由。(金丸氏咄なり)

了關様へ蒲原彌三郎を以て御尋ね申上げ候節御答の書付寫。

- 一 泰盛院様御死去の地何方にて候哉
- 一 高源院様同斷
- 一 惠照院様同斷
- 一 興國院様同斷 (私に云ふ、右は三島屋敷にてなり、下屋敷今は増上寺内に成り居り候)
- 一 義峯様御屋敷始め何方にて候哉 (寛永十一年)

寛永十二年正月、勝茂公御下國に、石薬師宿御泊に、江戸より飛脚參着、忠直公御死去の段申し來り候。二度此の宿に御泊り成さる間敷と仰せ出され、其の以後御家中の者も、一宿不_レ仕候由。今に於て本陣お目見も仰せ付けられず候由。

(此の儀相違其の年勝茂公御在府なり。石薬師本陣の仔細、追て可_二相尋_一)

寛永二年、肥前様御鎧着の節、伊豆守(鍋島安藝なり)より槍一筋進上仕り候。身七寸左文字の由。此の槍、光茂公より左内様へ遣はされ候處、御死去に付、御寺へ上り候由。深江二左衛門咄なり。或説に右の槍は、柳川一戦の時の槍にて候由。

(此の儀相違なり柳川一戦の槍は勝茂公の進上、御居間へ懸け置かれ候由。頼母聞書にあり)

肥前様追腹、林刑左衛門は肥前様御存生の中、御側無人に付御望みなされ、罷上る支度仕り候處、御死去の段申し來り、一日も御奉公は申上げず候へども、御家中數百人の中より御望みなされ候儀、身に餘り有難き由にて、山城殿御差止め候へども承引仕らず追腹仕り候由。

刑左衛門を御望み成され候仔細は、勝茂公より「誰にても御望みなされ候様に」と仰せられ候に付、「林刑左衛門と申す者去年御使者に差越され候て見知り申し候。外には淵底存じたる者も無之候」と仰せられ候に付、刑左衛門仰せ付けられ候由。

一説に林榮久相果て候時分、刑左衛門へ申聞け候は「我等は侍從様へ追腹の所存にて候處、御先に相果て残念の事にて候」と申し候。刑左衛門承之「其の段は御心安く思召され候へ。名代に某御供可仕」と申し候に付て、榮久悦び相果て候。刑左衛門儀病者にて短命に可有之、自身存じ居り候處、肥前

様御死去に付、此の節と存じ、追腹仕り候由。

日峯様二十五年御法事の節、勝茂公仰せ出され候は、「三十三年の御法事迄は御存命成さる間敷候間、此の度一度に成さるべき」由にて、御經營相濟み候上、僧衆へ御酒を御振舞ひ、御親類御家老中も列座にて御物語成され候は、「日峯様御意に我等十三年忌迄國を治めて見候へ」と仰せられ候。此の御一言大事に存じ、大なる荷になり、晝夜心を盡し、國を治め候事のみ苦勞申し候處、十三年も過ぎ、今二十五年迄別條なく、大慶此の上なく候。」と御落涙にて御咄の由。

老士物語に云ふ。この時分は殿様御自身御骨を折られ、何とぞ國を失はざる様に、家中連續、用に立ち候者出來候様にと、御心遣淺からず、御家中の者も何卒御家御長久成され候様にと相部り、御國家を身に引懸け申し候て、上下の志行渡り、よき人も多く出來、御國家厚く相見え候。又日峯様御遺言、國替の事共承り候ては、命限りと部り申し候に付て、諸朋輩一味同心に覺悟仕り候。其の世の威徳、日の字の御光、今が世迄輝き、比類なき御家にて候。是を存じ、若き衆も覺悟あり度しとなり。

高傳寺釋迦堂御建立の時分、下奉行頭石井十助下人喧嘩仕出し相手を切殺し候に付て、御耳に達し候處、御佛に對し此の節は何程の科ぶかにても御免成され候由、仰せ出され候。

宮崎利兵衛申し候は、勝茂公御存生の内、常に御意成され候は、「其の身様御命日には參詣仕らず候共、以來家中の者御佛に御無沙汰仕る間敷候」由を承り居り候。御前の御給仕同然にて候と、出家衆へ相談、開帳の度毎に利兵衛御備物一品の御給仕仕り候。

明曆二年、勝茂公御參觀の御供、多久美作申乞ひ罷上り候。翌年御隱居光茂公御家督の御禮に付て、美作公儀御目見めみえに差出さる筈の處、罷成らざる由申切り、餘人差出され候。

先年甲州様御取立の様子に相見え、御家中合點あひめ仕らず、御家の大事と存じ、美作態かわと江戸罷越し、光茂公御取立の儀申置き候に付て、此の替り目見届の爲申乞ひ御供仕り、然る處に御目見に出候へば、其の望にて罷上り候様に相成り候に付、御供仕り候は存じ入り有之ての事候。公方様へ面談の用事無之と申切られ候。

勝茂公御病氣差重られ候時分、光茂公へ志波喜左衛門申上げ候は、私儀は兼て御供の御約束申上げ候。御本復不定ふたふたに御見え遊ばされ候間、御命代りに御先に腹を仕り、自然御本復の儀も可有御座哉と存じ奉り候。何れ御供仕る儀に候間、差免され候様に。」と申上げ候に付、増上寺方丈へ、「命代りと申す事御座候哉。」と御尋ねに遣はされ候處、「曾て罷成らざるものに候。大切の士御保存おこひ成され候様に。」と申來り、差留められ候。其の忠心御感遊ばされ、子ども疎おろそかに遊ばさる間敷由、御自筆の御書被下候。今に子孫持ち傳へ候由。

中野奎之助(年寄役)去年御參觀の御道中にて、或者讒言致し、首尾惡敷、御目通へ罷出られず候。御機嫌御勝れ成されざるに付、鍋島采女申上げ候は、「自然御本復遊ばされざる節は、奎之助、志波喜左衛門、某三人は御供仕る筈に兼々申合せ置き候。外にも數人御座あるべく候へ共、申合せざる分は分明に心得申さず候。然れば奎之助儀御存生中に召直され候様に。」と申上げ候に付、即ち御前へ召出され候。采女は御小姓にて召使はれ、御進物役仕り罷在り候。喜左衛門は御印役にて候。

勝茂公若年の時分、御大名方數人御一座の折、誰か、「九州者は魂が一つ足らぬと申す事世間に申し候。」と話され候。御一座の衆、勝茂公の御座候事御氣附これなく候て、「誠に左様に申す事の候が、

何としたる事にて候哉。」と御雑談にて候。公御進み出で仰せられ候は、「これに九州者罷在り候。御評判の通り九州者は魂一つ不足に御座候事、たしかに覺え御座候。」とあらゝかに仰せられ候。御一座の衆御無興にて、「誠に信濃守殿(勝茂)は西國育ちにて御座候よな、御覺え御座候は如何様の事に候か。」と申され候。公は直に、「九州ものは臆病魂一つ足り申さず候。」と御取合ひなされ候由。

忠直公御十五歳の時、御臺所手男無禮を働き候に付て足輕の者手男を打擲いたし候末にて、足輕を手男切り殺し申し候。最初上下の禮儀を相違へ、相手刃傷いたし候へば、死罪に仰せ付けらるべき旨年寄中より申上げられ候。忠直公聞召され、「上下の禮儀を背き候と、武士道を廻し申し候とは、何れ落度なるべき哉。」と仰出され候。年寄中御請け申上げ兼ねられ候。其の時、「罪の疑はしきは軽くすと書物にて讀み候。暫く小屋へ引入らせ候様に。」と、仰せ付けられ候由。(金丸氏咄なり)

忠直公、御若年の時分、伊達正宗へ御招請に御出なされ候。種々御取持の上にて、伊達家傳來の刀を御慰に御目にかけられ候。忠直公御覽の上御譽め差置かれしに、御接伴の衆など會釋にて、御目につき候はゞ遣はさるべく候。重代の刀にて隨分斬れものにて候由、忠直公聞しめされ、「何が斬れ申し

候や。」と仰せられ候に付、御接伴の衆、「胴試しなど仕り候ても、無事に候。」と挨拶候。公仰せられ候は、「人の切れ申すは珍らしからず候、殊に御重代は御家にての重代にて候。私方にも重代の刀數多所持仕り候へば、用事無之。」と仰せられ候由。

勝茂公仰せられしには、「凡そ武士たるものは、二十八枚の齒を悉く噛みをらねば物事埒明かず。」と御意なされ候由なり。

勝茂公の御代には、彦山へ代拜を遣し、御參籠なされ候。其の意趣は

- 一 公儀御首尾宜しく候様にとの事
- 一 御國家御長久、御子孫御繁昌の事
- 一 御家中に御用に立ち候者出來候様にとの御事

勝茂公白石御鷹野に御出でなされ、殊の外御凍えなされ候故、百姓家に御入り、火を御あたりなされ候へば、姥一人居り申し候が、「今朝は一しほ寒く候間、御あたり候へ。」と申し候て、藁をくべ申し

候。暫く御あたり候て、御禮仰せられ、御出でなされ候節、庭に米ひろげ置き候を、御越えなされ候。姥立腹いたし、「それは殿に上げ申す米にて候。勿體なき事をする人かな。」と云ひて、箒にて御足を打ち申し候に付、「御免あれ。」と仰せられ、御出でなされ候。御歸りなされ候てより御感なされ、白石十人百姓の内に御加へなされ候由なり。

「肥前鍋島の者は、死を惜み申さざること、御心づかひに及ばず候。されど、行儀作法正しく御下知を守り候事御心元なく、此の段第一に思召され候。御家老御親衆を始め、粉骨過ぎて、却て御下知作法を守ること、やゝもすれば疎略と相成る傾きあり。」と、勝茂公御物語りなされ候。

勝茂公兼々御意なされ候には、凡そ奉公人は四通りあるものなり。急だらり、だらり急、急々、だらり〜なり。急々は事を命ずる時もよく請合ひ、よく始末する者にて是は上々にてあり兼ぬるものなり。福地吉左衛門などは急々に似たる者なり。だらり急は、申付け候時は不辨にて、事を調べ候事は手早くよく埒明かすものなり。中野數馬どもにてあるべし。急だらりは申付け候時は成程埒明き候も、事を調ふる事は手間入りて延引する者なり。これは多きものなり。其の外は、皆だらりだらり

なりと仰せられ候由。

忠直公御側の人を勝茂公へ御使に遣はされ候處、御口上相違の儀申上げ、埒明き不申候に付、不届者にて候間御呵成さるべきの由、年寄共申上げ候。忠直公右の人を又御使に仰せ付けられ、御口上委しく仰せ聞けられ、篤と合點致し候様に數回仰せ含め、口上振をも練習せしめ差遣はされ候。此の度は少しも無相違相勤め罷歸り候。其の時年寄共召出され、「最前口上の申含め大方に候故、彼の者聞違へ、申し誤り候。此の度は委細に申聞け候故相違無之候。然れば最前の不調法は我等なり。彼者に咎少しも無之。」と仰せ出され候由。(助右衛門殿咄なり)

勝茂公、御氣分御差詰めにて、御前様御暇乞に御出でなされ、御枕邊に寄られ、「扱々、目出度き御臨終にて候。御一生落度なく、弓矢の御働き、國家を御治め、子孫數多御持ちなされ、家督をも御譲り、八十の御高齢までもわらせられ、此の上は少しも思召し残さるゝ事は有之まじく候。只今御暇乞仕り候。」と、高聲に申され候。御側なるお長様御悲みの情に耐へたまはで御落涙なされ候を、御前様はつたと御にらみ、「いかに女なればとて、物の道理を辨へざるものかな。末期の親に涙を見せ申

すものか。」と御引立て、御内に入らせられ候とかや。

御藥役、采女相勤め、御臨終(勝茂公)の時御藥道具打碎き、御印役喜右衛門、光茂公御前にて御印を打割り申し候。さ候て、兩人にて御行水相仕舞ひ御棺に入れ奉り、差俯き泣入り罷在り候。不圖起上り「殿は一人御越なされ候に、一刻も早く追付き可申。」と浴衣の儘にて表に出で候へば、大廣間には美作殿始め、御側、外様の衆並居申し候。兩人手を突き「何れも様數年の御懇意新らしく申すに及ばず候。御名残は幾日語り候ても盡き申さざる事に候。さらばにて御座候。」と申して罷通り候。諸人落涙より外は詞もなく候。さしも強勇の美作殿も聲出でず、後より見送り「嗚呼曲者かな。」とばかり申され候。空之助は最後迄讒人の事を申し候て憤られ候。采女は小屋に歸り、日頃の勞れ休めに行水して、少しの間休み可申とて、暫く寝入り、目覺め候てより「枝吉利左衛門饒別の毛氈敷き候へ。」と申付け、二階一間に一枚の毛氈を敷き追腹、介錯三谷千左衛門なり。

或人云ふ、空之助常に持ち申され候扇に、歌一首あり。

惜まるゝとき散りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ

御葬禮の儀翌日より、公儀に相障る儀有之に依り、夜中に相濟まさず候ては罷成らず、美作殿より申付けられ候へ共、誰にても出來問敷と申し候。枝吉利左衛門へ申付けられ候へば、心易く請合ひ、其の夜の中に御葬禮相濟まし申し候由。美作殿は御病中より御屋形の大廣間にて夜晝酒もり致し、御葬禮相濟み候迄銚子取り申されず、其の内萬事の下知仕られ候。此の時落髮の儘終に髮立て申さず愚溪と申し候。

老士の物語に云ふ、勝茂公初めて國守にならせられ、弓矢の御働き御切腹の場にも御逢ひ、御家中の御支配御國の御仕置、御城所々の要害、雜務方の御仕組等まで御一生の御苦勞堪へ難き計りに候。常々御意成され候にも、「日峯様御勤功にて御取立の國にて候へば、子々孫々迄、何とぞ家が家に續き候様に致さず候ては相叶はざる事に候。天下泰平の御代に候へば、次第に華麗の世間に成り行き、失墜多く上下困窮し、弓矢の道は唱へ失ひ、不意の時節は内外共に恥をかき、家をもほり崩し可申候。言聞かせたる迄にては、年移り老人は死失せ、若者共は時代の風計りを學び、末々に殘し申す事あるまじく候。責て書き物にて家の譲りに渡し置き候はゞ、末代にても覺付くべし。」と仰せられ、御一生反故の内に御座成され候て、御書き物御仕立成され候。御秘事の相知れざる事候へども、語り傳へにはカ

チクチと申す御軍法、御代々御代替の時、面授口決にて御傳へ遊ばされ候由に候。御讓の御懸硯には、視聽覺知抄、先考三以記と申す御書物、是も御家督の時、御直に御渡し遊ばされ候由に候。扱又御家中御仕置、御國內端々迄の御仕組、公儀前、雜務方一切萬事の御仕置、鳥ノ子帳に御書記し召置かれ候。斯様の御苦勞限りなき御事に候。其の御勳功を以て御家御長久、目出度き御事に候。末代になり候ては、斯様の儀を存ぜず、又は昔風にて、時代に合はずとて替り行き候事歎はしき事に候。一旦詮なき様に候ても、御名人の遊ばされたる御仕組に逃はあるまじく候。假詮なく候ても、御先祖様に對し奉り、其の風を改めざるが古き御家の銘にて候。然れども、數年改まり居り候事を、今又急に古法に成し候はゞ、又々新儀の様に可有之候へば、時節を以て漸々に古法に返り度き事に候。扱又御國は、根元、剛忠様御願力、隆信様御武勇、利叟様御善根、日峯様御勳功、泰盛院様御苦勞にて、御家御長久に候へば、御家中として毎朝拜み奉るべき事に候。且又御代々の太守に惡人無之、鈍智無之、日本の大名に劣らせらるゝ御器量遂に無之候。他方にては鍋島律義と申す由、御慈悲の國守ばかり御出來遊ばされ候事、不思議の御事に候。扱又御國內の者他方へ差出されず、他方の者召入れられず、浪人者も、切腹の子孫も御國內に召置かれ、御家中上下、百姓町人まで、何十代も相替らず、馴染深き御譜代の御深恩、申し盡されぬ事共に候。他方の衆などは、移り替りにて心落着かず、浪人限りに他方

へ出で、夫れ限りに主従の縁も切れ、不憫の事に候。御家にては、一旦御意見の爲に浪人仰せ付けられたるもの、又は切腹の子孫共にも、程經ては召出だされ、死にても御國の土となり、兎に付け角に付け、有難き御國、日本に比類なき御家に、不思議にも生れ出で候事、本望此の上なき事に候。殊更に先祖代々より御恩を受け、身をはたしても奉報事は相叶はず候。斯様の味ひを篤と合點申し、數代の御恩報じに何卒御用に立つべしとの覺悟に胸を極め、御懇に召使はれ候時は、彌々私なく御用に相立ち、御情なく御無理の仰付、又は不運にして浪人切腹仰せ付けられ候とも、少しも恨み奉らず、一つの御奉公と存じ、生々世々御家を歎き奉る心入れ、是御當家侍の本意、覺悟の初門にて候。智慧、分別、器量、藝能は二番にて候。御當家風の胸の落着き所を最初得心候て、諸朋輩一和し粉骨を盡し、御用に相立ち申す可き事に候となり。

一 勝茂公口宣

一 從五位下口宣

一 御受領の口宣

豐臣清茂と有之永祿四年二月十四日

一 侍從御昇進寛永三年八月十九日藤原勝茂と有之

67
529

いてふ本刊行の辭

現つての漸く自國の諸外來思想偏重の移對
 今新に注ぐべき現象は、當る所の書物
 出たに喜ぶに過ぎず。然るに、吾人の
 如く、非常に多かるる者、其の多かるる
 高等の讀者、其の多かるる者、其の多かるる
 もの、其の多かるる者、其の多かるる
 大に、其の多かるる者、其の多かるる
 當る、其の多かるる者、其の多かるる
 今、其の多かるる者、其の多かるる
 頓、其の多かるる者、其の多かるる
 さ、其の多かるる者、其の多かるる
 る、其の多かるる者、其の多かるる
 一、其の多かるる者、其の多かるる
 ず、其の多かるる者、其の多かるる
 を、其の多かるる者、其の多かるる
 と、其の多かるる者、其の多かるる
 大、其の多かるる者、其の多かるる
 方、其の多かるる者、其の多かるる
 支、其の多かるる者、其の多かるる
 持、其の多かるる者、其の多かるる
 以、其の多かるる者、其の多かるる
 期、其の多かるる者、其の多かるる
 待、其の多かるる者、其の多かるる
 下、其の多かるる者、其の多かるる
 已、其の多かるる者、其の多かるる
 ま、其の多かるる者、其の多かるる
 な、其の多かるる者、其の多かるる
 い、其の多かるる者、其の多かるる
 所、其の多かるる者、其の多かるる
 以、其の多かるる者、其の多かるる

昭和十年五月 三教書院主

昭和十二年八月二十日
改正定價金六十錢

いてふ本既刊目録

(昭和十二年九月現在)

★最新刊

古	日本書紀	平安朝日記集	★講孟劄記
日本書紀	源氏物語集	★中朝事實	
★日本書紀	源氏物語(花散里)	★葉隱上・中・下	
愚管抄	源氏物語(少將)	武經七書	
★神皇正統記	★源氏物語(玉葉)	武將感狀記	
萬葉集	近松心中物	白隱法語集	
萬葉集	西鶴物	駿臺雜話	
枕草子	俳諧七部集	益軒養生訓	
古今和歌集	燕村七部集	日蓮大士眞實傳	
山家集	奥の細道	東海道中膝栗毛	
平家物語	風俗文選	東海道中膝栗毛	
平家物語	雨月物語	★浮世風呂	
平家物語	講談其世間	★新編水滸傳	
保元・平治物語	日本外史	(上・中・下)	
增鏡	日本外史	新編水滸傳	
會我物語	論語	修紫田舎源氏	
會我物語	文章軌範	全四册	
義經	唐詩選	いろは文庫	
徒然草	三體詩	上・下	
	★請獻遺言	やまと文庫	

67
529

終